

令和8年6月

【期間延長】玉村町指定「もやす」ごみ袋に関する臨時措置について（8月31日まで）

現在、中東情勢の影響による不安の高まりから、玉村町指定「もやす」ごみ袋が一時的な需要の増加により、一部の店舗で品切れや品薄状態が生じております。

このため「令和8年6月30日（火）まで」としていた玉村町指定「もやす」ごみ袋が入手できない方への臨時措置を「令和8年8月31日（月）まで」延長することといたしました。

製造元からは、原材料は確保できており、現在も通常通り製造を行っているので、必要な分を適切に購入していただくようご協力をお願いします。

臨時措置の実施期間

令和8年5月18日（月）から令和8年8月31日（月）まで

※需要状況により、期間を短縮または延長する場合があります。

（その場合は改めてお知らせします）

臨時措置の内容

市販されているビニール袋で、透明、半透明、白色の、概ね20リットルから45リットルまでの袋を、期間中のみ「もやす」ごみ袋として使用できます。袋の口はきちんと縛ってください。

※次のものは「もやす」ごみ袋としては使用できません※

- ・中身の見えない色付きの袋（黒いビニール袋など）
- ・口を縛れない袋
- ・紙袋、布袋など、ビニール製品でない袋
- ・他自治体の指定袋
- ・玉村町指定「しげん・もえない」ごみ袋



（玉村町ホームページ）

玉村町役場 環境安全課 クリーンセンター係

電話：0270-65-4343（平日8：30～17：15）